

令和2年4月8日

生徒並びに保護者の皆さま

県立尼崎西高等学校長

緊急事態宣言を踏まえた春季休業明けの対応について

このことについて、県教育委員会から4月7日付けで「緊急事態宣言を踏まえた県立学校における春季休業明けの取扱いについて」の通知がありました。

ついては、本通知に従い、県立尼崎西高等学校として下記のとおり対応します。

緊急事態宣言を踏まえた県下の状況を御賢察いただき、格別の御理解、御協力をお願いいたします。

記

1 臨時休業

- (1) 始業行事等を実施の上、当面、5月6日（水）まで臨時休業とします。
- (2) 臨時休業中は、次の活動を中止します。
 - ① 授業
 - ② 学校行事
 - ③ 部活動等（対外試合、合同練習、合宿等を含む。）
- (3) 不要不急の外出を自粛し、自宅学習とします。

2 登校日

- (1) 登校日
 - 1 学年は、4月10日（金）、16日（木）、23日（木）、30日（木）。
 - 2 学年は、4月14日（火）、21日（火）、28日（火）。
 - 3 学年は、4月17日（金）、24日（金）、5月1日（金）。
- (2) 日程・内容等
裏面参照

3 学習

主な教科ごとに家庭学習を課します。

4 感染拡大防止

- (1) 平素から、手洗いの励行、咳エチケットの実施、マスクの着用等、必要に応じた感染拡大防止を徹底してください。
- (2) 生徒や同居する家族等が新型コロナウイルス感染症となった場合や、その疑いがある場合は、保健所等の指示に従うとともに、学校と連絡を密にとってください。

5 出欠席の取扱

- (1) 感染が判明した場合又は濃厚接触者に特定された場合は出席停止とします。